



副本直送済

令和2年（行ウ）第22号・サケ捕獲確認請求事件

原告 ラポロアイヌネイション

被告 国他1名

2022年4月28日

札幌地方裁判所民事第3部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 市 川 守 弘

弁護士 毛 利 節

弁護士 難 波 徹 基

弁護士 木 場 知 則

弁護士 今 橋 直

弁護士 長 岡 麻 寿 恵

弁護士 皆 川 洋 美

弁護士 伊 藤 啓 太



準 備 書 面 (5)

被告らは、被告ら第5準備書面15ページの「第4」項において、訴状記載の請求原因及び準備書面(1)等における原告の事実上の主張に対する認否について、「上記部分に関する事実の有無にかかわらず、原告の請求に理由がないことは明らかであるから、認否の要を認めない」として認否をしないことを明言した。

1 事実上の陳述と法律上の陳述について

本件訴訟において、原告は、明治初期（明治16年頃まで）まで、十勝川河口部（現在の浦幌十勝川河口部）において、原告構成員の先祖によって構成さ

れていた複数のアイヌ集団（十勝太コタン等）が、独占的・排他的に漁獵権を有し、サケを捕獲していた事実を主張し、この権限は、これらのアイヌ集団の構成員の子孫で構成される原告が引き継いでいる事実を主張していた。この事実主張に当たっては、江戸時代の幕藩体制における蝦夷地におけるアイヌ集団の権限について歴史的に明らかにするとともに、明治時代以降においてもこの権限が失われる根拠がない点についても証拠を挙げて主張している（訴状 8-23 ページ、準備書面（1）15-30 ページ等）。

これらの事実関係における実定法の適用について準備書面（3）及び同（4）において主張したところである。

前者（訴状 8-23 ページ、準備書面（1）15-30 ページ等）は、事実上の陳述であり、後者（準備書面（3）及び同（4））は、法律上の陳述である。そして後者は、法の適用の問題であり、裁判所の職責に属する事柄である。

被告らは、原告のこれらの主張に関して、法律上の陳述に関して反論をするものの、事実上の陳述に関しては「認否の要はない」として認否を拒否しているのである。

2 被告らの「認否不要」とする主張について

被告らは、原告が主張するサケ捕獲権について、第 4 準備書面 4 ページでは「原告のサケ捕獲は、権利の行使として、漁業法、水産資源保護法、北海道内水面漁業調整規則等によって禁止され又は刑罰の対象とされるものではない」とし、第 5 準備書面 4 ページでは「先住民族の漁業権は、条約上保障される権利であり、原告が主張するような水産資源保護法の規制の及ばないサケ捕獲権は、このような先住民族の漁業権として保障されるものであって、内水面におけるさけの採捕を原則として禁止し、刑罰の対象とする漁業法、水産資源保護法、本件調整規則等は、上記の先住民族の漁業権を侵害することとなる

から、違法・無効であるとする」と主張している。

ここでは、いずれの準備書面も表題として「原告の主張」としているように、被告らは原告の事実上の陳述（事実の主張）を整理した体裁となっている。

しかしながら、いずれの「原告の主張」についてのまとめも、真に原告が主張している事実をまとめているものではなく、法の適用を受けない権利（第4準備書面）あるいは「先住民族の漁業権として保障されるもの」（第5準備書面）として被告らが曲解しているだけの主張を「整理」しているだけであって、実定法の適用に関しての主張について、被告らなりの「まとめ」をしているに過ぎない。

したがって、被告らの第4及び第5準備書面の主張は、被告ら側からの法律上の陳述でしかなく、法の適用の有無を判断すべき事実上の陳述（事実主張）を一切考慮しないものとなっている。

これでは、被告らがそもそもいかなる事実に基づく、いかなる内容のサケ捕獲権を原告が問題にしているのか、という点を見捨てるにとどまらず、被告ら自身が、いかなる事実に基づく、いかなる内容のサケ捕獲権について「権利がない」と主張しているのかを捨象していることになる。原告が主張している事実関係は、憲法、条約、慣習法及び条理等に基づきサケ捕獲権が認められることについての評価根拠事実であって、要件事実である。被告らは、かかる評価根拠事実についての認否を不明にしたまま、法的評価のみを主張するものに他ならない。被告らは、るる国内法、国際法の解釈を主張するが、これは法適用の問題であるから、あくまで裁判所の職責であって、本来的に被告らの陳述を要しないものなのである。被告らの訴訟態度は、民事訴訟上必要な要件事実についての認否を拒絶しているものであって、訴訟進行上、容認できない訴訟態度と言わざるを得ない。

3 被告らの認否を求める

原告は本件訴訟を遂行する上で、あくまで訴状 8-23 ページ及び準備書面(1) 15-30 ページ等において主張している事実上の陳述に対しての被告らの認否を求めるものである。

もし、被告らが、事実についての認否を拒否するのであれば、事実を争うことを明らかにしないものとして、民事訴訟法 159 条によって、原告の主張する事実関係については自白したものと扱うべきである（岩松三郎・兼子一編「法律実務講座民事訴訟（2）（有斐閣）75 ページ、兼子一新修民事訴訟法体系（酒井書店）211 ページ等）。

以上